

情報公開と市政情報の整備

伊澤典男

一 「情報公開」実践段階へ

情報公開制度を条例により実施した地方公共団体は、本年六月で二県一市四町となった。昭和五十七年四月の山形県金山町を皮切りに、静岡県蒲原町、神奈川県、埼玉県、大分県緒方町、広島県府中町そして福岡県春日市の合せて七団体である。このほか多くの団体が熱心に準備を進めており、五十九年度中には、東京都、大阪府、川崎市という大人口を抱える団体における条例化が見込まれていることから、今後昭和六十年年度頃にかけて情報公開制度を有する団体と、これを利用することができる住民の数は急速に多くなることが予想される。とくに神奈川県

県、埼玉県に続いて東京都、大阪府というわが国二大都市圏の中核的団体が条例化に踏み切った場合は、全国の地方公共団体やその住民に与える影響は、相当強いものになるであろう。そして現在でこそユニークで斬新な施策といえることができて、この段階になれば、かなり一般的、普遍的な施策となってしまうものと考えられる。

最初、小さな流れに見えた情報公開という川が、わずかな期間に大河となり、さらに潮流となって地方行政を洗おうとしている。しかもそのスピードは驚くほど早いといえよう。

これに関連して、四月二十一日に東京・平河町の全国都市会館で開催されたシ

ンポジウム「地方自治体と情報公開」の当日の様様にふれておきたい。このシンポジウムは財団法人地方自治協会と総合研究開発機構(NIRA)が主催したものであるが、定員三〇〇名のところ、全国の自治体関係者を中心に四〇〇名以上が出席し、そのため立見の人が何人も出たり、会場まで来ながら資料だけを受取ってやむなく引きあげる人もいるなど、この種の催しとしては異例の盛況となった。シンポジウムそのものは限られた時間の中で基調講演、研究報告、パネルディスカッションなど盛り沢山のプログラムであったため、議論が十分に深まったとはいえないが、会場は終日真剣な雰囲気につつまれていた。いつの間にか足元

- 一 「情報公開」実践段階へ
- 二 情報公開の必要性
- 三 情報公開と情報提供
- 四 市民のもとする情報
- 五 市政情報の整備
- 六 おわりに

に押し寄せてきた情報公開という潮流に向かって、それぞれの団体が、どのように対処したら良いのか、その最善の手立てを懸命に探ろうとする一種の危機感にも似た感情が会場に満ちているように思えた。

ところで、情報公開は、すでに条例化した団体の顔ぶれでも分かるように、人口七百万余の神奈川県から九千に足りない金山町まで、という具合に団体の規模や行政機能の違いに関係なく、国を含めたあらゆる行政体が共通して直面している課題である。シンポジウムで使われた地方自治協会の調査資料によると情報公開の制度化へ向けて検討を行っているところは、都道府県で九〇%以上(すでに

一〇〇%になったという見方もある。政令指定都市で一〇〇%、その他の市で一六%という状況である。市での検討率は低いものの近く検討を開始すると答えているところが一二二団体もあり、さらに増加することは確実である。

シンポジウムにおいてパネラーの一人が「情報公開は、必要性などの議論の段階から、明らかに実践の段階へ入っている。」と述べていたが、それもこのよう状況では、うなずくことができよう。

しかし、冷静にみてみれば、これまでが条理化という、いわば形をつくることが優先されてきた傾向もあり、実施した団体においてさえも、この制度によって公開される情報の中味や、その管理、検索、開示等のシステムづくり、あるいは個人のプライバシー保護のあり方などの関連する多くの問題点が残されていることも、また指摘できるのである。実践段階に入って、さらに新しい課題も生じてくるであろうし、制度が定着し、その固有の機能、期待される役割を十全に發揮するためには、なおしばらくの時間と、これにかかわる人々の一層の努力が必要であると思われる。

そして、とくに留意しなければならぬのは、情報公開がこれほど地方公共団体で熱心にとり組まれ、マスコミで報道されていても、一般の市民の関心は必ず

しも高くなっていないという点である。

本市の調査によると、「情報公開という言葉の周知度」「国・県・市のとり組みの周知度」および「問題点の周知度」などの設問に対する回答結果を合わせて類推すると、情報公開問題について関心をもち、一定の理解をしている市民は、およそ三分の一程度ということになる。情報公開は官庁革命であるといわれているが、その影響は役所側だけにとどまらず、市民生活の各般にも波及することが予想される。また実施にともなう行政コストも多大なものになると考えられるので、その推進にあたっては、市民の理解と協力を得ることが重要な課題となってきた。そのため具体的な方策を着実に実行していくことが、本市における実践段階に向けての第一歩となるであろう。

二——情報公開の必要性

情報公開の意義あるいは効用としては研究者の論文や先行団体が公表した報告書等において、「国民の『知る権利』の保障」「市民参加の充実」「開かれた行政の推進」「行政監視機能の強化」そして「行政不信の解消」等々いくつもの考え方が示されている。これらは、相互に関連があり実際の制度化にあたっては、

複合・相乗した効果も期待できるが、地方公共団体の取り組みの際には、どの視点を重視して進めるべきかを明確にしておくことが必要である。すなわち、市と市民にとって情報公開の制度化は、どのような意味があり、何のために実施するのか、まず検討されなければならない。このことは、本市が制度化した場合の基本理念となり、運営指針ともなる事柄なので、十分に議論を尽くしておくことが重要である。

「よこはま21世紀プラン」では、都市の運営は、本来市民と行政の役割分担のもとに行われるべきものであるが、とくに地域における快適な住環境の形成、地域社会の運営については、市民が主体的な役割を果たすことが期待されるとし、このため行政の政策決定のための合意形成への市民参加とこれに対する行政の地域活動への参加といった市民、行政間の相互交流を密にしていかなければならないとしている。すなわち、行政の各分野において適切な市民参加の方式を確立、充実しながら市民参加の実質化をはかるための条件として、行政が知らせたい情報の提供から市民の知りたい情報への転換を行い情報公開を積極的にすすめていくことを明らかにしているところである。このような観点から、本市における情報公開の制度化は、活力ある地域社会をつ

りあげていくために市民が主体的かつ的確な判断を行うことができる手段として確立することがもとめられているといえる。こうした考え方を基礎に据えて、さらに情報公開に対する社会的関心が高まってきたさまざまな背景、すなわち情報化社会の進展、行政機構の肥大化と複雑化、市民の行政情報に対する認識の深まりなどを総合的に考察して、本市における情報公開制度の目的と基本的な性格を明らかにしていくべきである。そして、このことは行政側だけで検討するのではなく、市民の主張や考え方を最大限に生かすことを前提にして幅広い意見の集約を図って、結論を導き出すことが望ましい。

本市では、現在、市民と学識経験者二名で構成する「横浜市情報公開問題研究会」を設置して、市民の立場から情報公開制度にかかわる諸問題を研究しているが、このなかでも活発な議論が行われているところである。

情報公開制度に対して、わが国で人々の関心が寄せられるようになって、せいぜい十数年、行政課題としてクローズ・アップされてきたのは、ここ二、三年とあってよいであろう。制度自体のもつ歴史が浅く、その効用、非効用、そして行政全般に対してどのような変革を招来し、それが市民生活にどのような影響を

与えるのか、現段階では不明確な部分が多い。情報公開の必要性という、いわば出発点の議論が、かならずしも十分に整理されていないのが現状である。

しかし、市民と行政相互間における情報の流れを質、量ともに豊かにしていくことが、住みよい地域社会づくりと充実した市民生活を実現するために必要不可欠であることは間違いない。情報公開制度は、そのための有効な手段の一つとして位置付けることが可能であり、こうした制度を有していることが、新しい時代に適切に対応した地方自治を推進していくための一つの条件になってきていると考えられるのである。

三——情報公開と情報提供

神奈川県が県民向けに作成したパンフレットのなかに次のような文章が載っている。「情報公開は、住民の『知る権利』にもとづき住民からの請求により役所が文書を開示することです。この場合には、主体は住民にあり、役所は受動的な立場になります。情報提供は、役所が行政上の必要や県民参加を進めるために、役所の判断で広報紙や刊行物にして積極的に県民に提供することです。」ここで、行政が主体となる情報提供と、住民が主体となる情報公開の違いが明らかにさ

れている。さらに端的な表現として「役所が出したいものを出すのが情報提供で出したくないものでも出させるのが情報公開だ。」あるいは「提供の情報は加工されたものであり、生の情報をそのまま示すのが公開である。」という言い方もある。このように提供と公開は基本的にその性格を異にし、情報提供の中心的手段である広報活動をどのように拡充したとしても、情報公開の必要性は低くならないとする考え方が一般的である。しかし概念的にはそうであっても、この両者をはっきりと区別するのは難しく、相互の関連についても種々論議のあるところである。例えば、本年三月の第二次臨時行政調査会の最終答申においては「情報公開は、行政機関から国民に情報提供を行うものである。」として法令に基づく公示、公表、縦覧、報告等あるいは当事者、利害関係人に対して行われる聴聞、公聴会、さらには現在各省庁に設置されている文書閲覧窓口(図書、刊行物中心)などを含める広い意味としてとらえている。そして、神奈川県のパンフレットにいう情報公開に該当するものとしては、「国民一般に対する情報開示制度(いわゆる情報公開制度)」「すなわち、国民一般に情報の開示請求権を認めて、その手続を定める制度と定義している。また、地方自治協会がまとめた「地方自治体に

おける情報公開に関する研究」(五十八年五月)のなかでも「最広義での情報公開の中には、『一般情報開示請求制度』のほかには、『情報提供施設』、『情報公表義務制度』、『特定情報開示請求制度』とがありうるのであって、これらの制度が相互に補充しあうことによつて情報公開の実現が達成されるものである。」としている。情報公開と情報提供を截然と区別することはせず、行政機関から国民に対して行う情報の提供、開示の作用全体を広く情報公開として捉えようとすると、その中の一つの方法として国民に情報の開示請求権を認め、行政機関に開示義務を負わせる制度、すなわち狭い意味での情報公開制度を位置付けている。現在、本市を含めて各地方公共団体で制度化をめざして取り組まれているのは、この狭い意味での情報公開制度ということになる。

これ以外の、行政機関から国民あるいは住民に対する情報伝達の機能を一括して情報提供とすると、これは、従来の広報・広聴施策を中心に相当範囲の広いものとなり、現に、本市においても多くの施策が講じられているところである。内容的にも、積極的な情報ニーズの存在を前提とする特定の人への相談、案内、資料閲覧などの方法と、積極的な情報ニーズの存在を前提としない不特定多数の人を対象とする広報紙発行や行政資料の刊行などの方法がある。この前者の場合には、目的とする情報が、もともと公開されているものであれば問題はないが、公開されていない場合には、新たに作られる情報公開制度によつて開示請求を行わなければ、閲覧等は出来ないということになる。

情報公開と情報提供の関連は、大体このように考えることができるが、市民個々が有する情報ニーズについて、これを入手するために、狭い意味での情報公開制度を利用しなければならぬケースは、数としてはあまり多くなく、大部分は情報提供の範囲でまかなえるものと思われる。

この点は、神奈川県の情報公開制度の実施状況からもうかがうことができる。すなわち、「神奈川県機関の公文書の公開に関する条例」が四月一日に施行され、五月末日までの二ヶ月間の実績によると、この条例の手續に従つて、情報公開の請求書が窓口に出された件数は、四月に二二件、五月に二二件の合せて三三件である。これに対して、情報案内や資料閲覧などの情報提供により対応したものが一、九五二件と公開請求の約六〇倍にのぼつていて、圧倒的に提供の方の利用者数が多くなっている。

情報提供の利用者が多くなったのは、情報公開制度がスタートしたことにより

今まで住民が情報を得たいと思っても、どこへ行けばよいか分らなかったものが、提供、公開の窓口として県政情報センターが設置されたことや情報の原則公開という制度の趣旨に添って行政側からの情報提供が今まで以上に積極的に行われ、住民の利用が便利になったことによるものであろう。住民の側からみた場合は、必要な情報が必要な時に入手し活用することができるのであれば、提供、公開の区別はあまり問題にならないとも考えられる。要は、もとめる情報が、正確かつ迅速に得られるかどうかであろう。

しかし、一方、情報公開制度を使って、役所の公文書そのものを閲覧し、その中から特定の情報を得たいとする人は、数こそ少ないとはいえず、その必要性や切実度は非常に高いといえることもできる。役所の行為によって直接自らの生活に影響が及ぶ人、利害関係を有する人、あるいは消費者運動、公害反対運動などを進めようとする人にとっては、従来の方法では知ることができない情報が、この制度によりはじめて知ることが可能となるのである。何らかの必要性が生じたとき、役所の保有する公文書等の情報の公開を受けることができる。そして、その権利や手続あるいは救済方法等が制度として確立されていることが、すなわち開かれた行政の実現、ひいては行政に對

する信頼感の醸成につながるのである。

情報公開と情報提供は、その性格、機能はかなり異っているが、相互補完的な関係にあり、情報公開の制度化により「公開原則」が確立されると、必然的に情報提供も活性化される。つまり、市民に情報の開示請求権が認められ、かつその窓口が設置されることもない、市民は行政機関に対して情報の公開、提供をもとめることが容易となり、その結果、市民の情報入手行動が活発となる。

そして、神奈川県例でも分るよう、情報提供の範囲内の請求が際立って増大することが確実である。これに対して、行政側は「公開原則」のもとに積極的かつ真摯に応じていくことが、当然に必要となってくるのである。

こうした意味で、情報公開と情報提供両機能の連係とバランスのとれた整備、充実が重要となり、情報公開制度の推進に合せて、現行の情報提供諸施策の見直しや改善に具体的にとりくむことが強く要請されるところである。

四 市民のもともめる情報

市が情報の公開、提供の施策を推進するにあたっては、その対象である市民の市政情報に関するニーズの的確な把握が必要である。市民は一体どのような情報

を市にもとめているのか。そして、それはどのような人が、どのような時に、何のために必要としているか等の視点も加えられることがぞましい。こうした情報ニーズの調査は、設問の仕方が難しく、方法も複雑なものになるので、あまり試みられていないが、今回の「情報公開に関する市民意識調査」において、この点についても不十分ながら尋ねてみたので、その結果をもとにまとめてみる。おおよそ次のようになる。

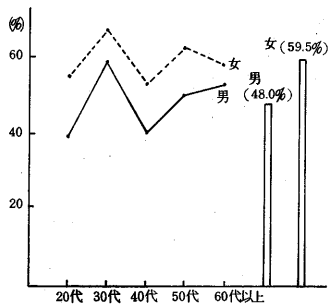
「市民利用施設に関すること」と続く。また、バス・地下鉄・道路・下水道等の生活関連都市施設の現状や計画なども上

は、回答者の五〇%でちょうど半分いは、男性が五五・九%女性が四三・八%と男性の方が高い。また、それはどのような情報であったのか、各局の事務事業を二〇項目にまとめ、その中から選んでもらったところ、最も多かったのは「医療施設や休日・夜間の診療に関すること」(五二・九%)であり、次いで「福祉や年金に関すること」(四三・八%)、「市民税や固定資産税に関すること」

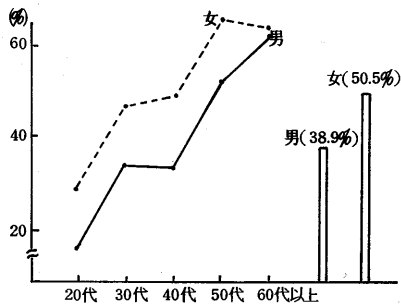
表一 市民の入手したい知識・情報

順位	複数回答	%
1	医療施設と休日、夜間診療	52.9
2	福祉・年金(手続き、制度のしくみ)	43.8
3	市民税・固定資産税	43.6
4	市民利用施設(地区センター・公園・スポーツ施設等)	42.6
5	バス・地下鉄の現状、計画	36.8
6	道路・下水道の現状、計画	35.9
7	ゴミや廃棄物の収集・処分	26.7
8	土地の利用規制、建築制限	25.9
9	災害対策、消防	24.1
10	街づくり計画	22.5
11	学校建設・運営、教育の現状	21.9
12	市職員の給与・退職金	19.2
13	宅地開発・埋立ての現状、計画	16.4
14	市の予算・決算、市・区の組織職員数等	16.3
15	消費生活(物資の流通や価格の動向)	15.3
16	大気・河川の汚濁状況、騒音	14.8
17	市議会、各種審議会	9.9
18	基地問題・接収地	8.8
19	市内の商工業の活動状況	7.9
20	市政参加制度、市民団体の活動状況	7.8

図一 医療施設や休日夜間の診療



図二 福祉や年金



表一 情報公開制度を利用して入手したい知識・情報

順位	知識・情報	%
1位	課税のしくみや税金の使途	10.0
2位	市民利用施設	8.3
3位	福祉や年金	7.1
4位	保育所・学校の建設	6.8
5位	医療施設や診療	6.6
6位	道路・下水道の現状・計画	6.4
7位	地価や土地の利用	5.9
8位	市の行政全般に関すること	5.8
9位	街づくりの計画	4.9
10位	都市問題・住宅問題	4.1
11位	日常生活の知識・情報	3.9
12位	バス・地下鉄の計画	3.4
13位	物価・経済問題	3.3
14位	歴史・文化・芸術など	3.3
15位	市の予算・決算・職員数など	3.2
16位	職員の給与・意識など	2.9
17位	公害の現況	2.5
18位	議員の活動状況	2.2
19位	中小企業問題	2.1
20位	行事・催し物	2.0
21位	災害対策	1.6
22位	市民団体活動状況	1.1
23位	市の将来ビジョン	0.7
24位	基地問題	0.7
25位	ゴミ処理	0.4
26位	その他 (就職情報、公共事業の業者選定など)	5.0

位を占めている(表一)。このように、市民のもっとも求めているものは、概して日常的かつ身近な生活関連情報であるということが出来る。しかし、これを性・年代・職業別に分析してみると、当然のことながら、市民それぞれの生活実態やおかれている状況が反映され、かなり多様な姿となる。例えば、「医療施設・診療」についてみると、年代別には三〇代男女が際立って高く、職業別には、主婦が六八・六%と最も高くなっている、子育て時期における医療問題への関心の強さが明確に示されている(図一)。また、「福祉や年金」については、年代が高くなるにつれて、急速にニーズも高くなっていく(図二)。これを職業別にみてみると、自営・商工業と主婦が五四・五七%と高い反面、経営管理職や専門技術職が三二%台と低く、学生に至って

は〇%という状況である。これらのことから考えると、市民の情報ニーズは一面では、現に直面している生活上の問題と将来に対する不安が絡み合ったものであり、またもう一面では家族構成や個人的な関心事によっても変化する多面的、流動的なものであるということが出来る。次に、こうした市政情報を入手したいと思ったことのある人に、実際に市や区に対してその説明や資料の提供を求めたことがあるかどうかを聞いたところ、ある人が二四・一%、ない人が七三・三%と求めたことのある人は、あまり多くない。さらに、求めたことがある人に対して、求めた知識や情報は期待していた通りに得られたかどうかについては、得られた一八・八%、ある程度は得られた五

二・三%、得られなかったがかなり不十分だったが二二・七%得られないままである。六三%となった。およそ七割の人は、一定の成果を得ているといえるが、三割の人は不満を残したままである。それでは、入手したい情報がありながら、求めたことのない人にその理由を聞くと「どうしても必要というほどではなかった」(四二・四%)、「時間や機会がなかった」(三一・八%)となっており、一方、「どこへ行けばよいか分らなかった」(二四・三%)、「おそらく断られるだろうと思った」(六%)と答える人もあり、市の情報提供窓口の整備や情報に関する適切な相談、案内の必要性のあることがうかがえる。

ここまでのところは、現行制度のもとにおける情報ニーズと情報提供の現状とということになるが、それでは、将来、本市において情報公開が制度化された場合の利用意向と、制度を利用してどのような情報の公開を求めるかについても聞いてみた。情報公開制度の利用意向については「ぜひ利用したい」(四・五%)、「必要があれば利用したい」(四七・六%)、「利用することはないであろう」(三二・四%)となっている。利用意向は、回答者の半分ぐらいの人にあることとなる。次に、利用意向のある人に、どんな知識や情報を知りたいのかを自由記述式で聞いてみた。その結果は、「課税のしくみや税金の使途」が一位で、次が「市民利用施設」「福祉・年金」と続く(表一)。ここでも身近な情報が上位に

きており、先に述べた各局別の事務事業に関連した情報ニーズとかなり似た傾向を示している。「課税のしくみや税金の使途」については、おそらく市税だけではなく、国税、県税を含めた税金全体に対するものであろうが、行政一般に対する市民の批判的心情のあらわれともみることができよう。情報公開制度が行政監視という機能をもつという点からは、税金の使途に関する情報の公開を求めるということは、その意味では理にかなった使い方であるといえる。

情報提供の現状と情報公開制度の利用意向をふまえて、市民の情報ニーズの把握をこころみただけであるが、具体的な要望項目の分布をみても分るように、市民生活の広い分野に直接関わる基礎的、必需的な行政体であることがあらためて痛感される。こうした生活に根差した切実な市民の情報ニーズに的確にこたえていくことが、市の責務であるといえる。

五 市政情報の整備

情報公開制度の検討が進められ、情報提供施策の拡充・強化がもたられていくなかで公開・提供される市政情報そのものの整備のあり方が極めて重要な問題となってきた。

行政情報といっても、いろいろなおとなりがあるが、一つは市の各局区が行う種々の事務事業の計画、立案、実施、運用などの各過程における意思決定や判断を下すための参考資料として集められるものがある。例えば人口統計、土地利用図、地質図、市民意識調査などの情報で、これは事務事業の内容や規模によって相当に広範囲な領域と種類に及ぶ。そしてもう一つは、意思決定そのもののプロセスを示す起案文書や供覧文書あるいは会議録などの情報である。また、これらを取りまいて、絶え間なく作成、収集、收受、整理、加工、そして蓄積される膨大な量の情報がある。役所は、情報の宝庫であると指摘される所以である。これらの情報は、広報・広聴活動等にもなっており外部に提供されるもの以外は、大体が市の機関内部にとどまり、それも通常は局区別あるいは課別、場合によっては事業単位別にタテ割りで管理されているのが実情である。また、法令、あるいは文書取扱規程等により、その保存管理について一定のルールが存在しているものを除くと、保存期間や管理形態も、まちまちとなっている。従来は、これでも支障は少なかったかもしれないが、行政の複雑化、多様化にともなう情報の高度利用あるいは総合的利用の要請に対応していくためには、本市における市政情

報の整備・充実とその管理の改善が強くもとめられるところである。まして、今後、情報公開、情報提供を推進しようとするならば、このことは必須条件である。この点について少し詳しく述べてみよう。

情報公開制度では、地方公共団体における現在までの実施例をみると、対象情報は主として公文書であり、その開示を中心とするものである。神奈川県では、公開の対象となる公文書の定義を「職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルム）」であるとし、磁気テープ、ビデオディスク、録音テープ、写真フィルムなどは、そのままでは公開の対象にならないとしている。県民から条例の定める手続によって「公文書の閲覧」あるいは「公文書の写しの交付」の請求があつた場合は、非公開とすることができるとは、公文書でない限り、起案文書などの公文書そのものが、請求者の前に示されることになる。本市においても情報公開条例が施行されれば、これはほぼ同じことになるであろう。本市の文書管理の実態、問題点、改善の方向等については別稿に譲るが、情報公開推進の視点からは、市民の請求にもとづき該当する公文書を迅速かつ的確にとり出すシステムをどのように

つくりあげるかということと、そのとり出された文書が体裁、表現、正確性、合理性などあらゆる面からみて一定の水準に達していること、いいかえれば市民の目にふれて恥ずかしくないものであるという質的な面の向上がもたられてくるであろう。いずれにしても、文書管理全般にわたる抜本的な改善は避けられぬ。

次に、情報提供の場合は、公文書に記載されている情報を含めて、対象情報の範囲や情報媒体は広がる。市の保有する全情報のうち、市民に提供することを目的として、作成、収集したものと市民のもつとに併せて提供することが現行法令上あるいは慣行上問題のないものが提供情報ということになる。そして提供の方法としては、閲覧だけでなく、刊行物やパンフレット等にしたもの、視聴覚媒体を使うもの、あるいは相談、案内、説明会という形で口頭で行うものなどさまざまである。すでに述べたとおり、市民は自らの生活に密着したキメ細かな情報の提供を望んでおり、今後一層そのニーズは高くなっていくであろう。このように、情報の公開、提供とも今まで市の内部での活用が中心であった市政情報を市民との共同利用にいくという発想の転換とともに、市民が有効活用できる形に市政情報を統合、再編し、

迅速に提供する体制を整えることがもと

められているのである。これは従来のタテ割的情報管理からヨコ割的・横断的情報管理への移行を必要とするものであり、一方その円滑な運用のためには、コンピュータや各種の情報メディアの導入も必要になってくるであろう。「よこはま21世紀プラン」のなかには、市政情報の有効利用を促進するため「市政情報センター」を設置する計画がもりこまれていたが、今まで述べてきたような視点も加えて、この構想の早期実現に向けての検討を直ちに開始することがのぞまれる

ところである。

六——おわりに

本稿は、情報公開制度の検討が広範に進められていくなかで、その基礎的条件ともいふべき行政情報整備の重要性を中心にまとめたものである。また、市民がどのような情報を求めているかについて市民意識調査の結果を説明するとともに、これらをふまえて情報公開機能と情報提供機能が有機的な関連を持って拡充される必要性などを指摘した。

「情報の管理なくして公開なし」といわれている。行政情報の整備とその活用は、単に情報公開推進のためというばかりでなく、情報化社会の進展に適切に対応する市政運営を行っていく視点からも喫緊の要である。

なお、本市で検討中の情報公開制度の基本的方向や制度骨子等については、現在「情報公開問題研究会」等で調査研究を重ねている段階でもあるので、ここではほとんど触れなかった。いずれ何らかの機会を得て詳しく説明したいと考えている。

注「情報公開に関する市民意識調査」

○目的——情報公開制度についての市民の意向と市民がどのような情報が必要としているかなどの実態把握。

○調査対象——市内に居住する満二〇歳以上の男女個人二〇〇〇人（無作為抽出）

○方法——アンケート郵送法

○時期——昭和五十八年一月～三月

○回収率——七三・〇%（有効回収標本数一四六〇）

△総務局情報公開準備担当副主幹▽